

少年法の理念と現実

丸 山 雅 夫

本稿は、2010年9月24日に信州大学大学院法曹法務研究科で開催された研究会において、「少年法の理念と現実—保護主義と厳罰化論」と題して行った研究報告の概要である。報告の機会を与えていただいた法曹法務研究科と、研究会に参加し、有意義な議論を通して貴重な意見をいただいた皆さんに心から感謝したい。

当日の報告は、少年法制の独立過程を歴史的に概観した後に、わが国の少年法を中心として、少年司法システムの理念と目的、刑事裁判システムと異なる独自の機能や役割を確認したうえで、いわゆる厳罰化論に代表される近時の動向について検討し、少年司法システムの維持と充実を図るべきことを内容とするものであった。以下、報告の概要を記す。

1 現在、世界の多くの国には、刑事裁判システムとは別に、少年犯罪や非行を特に管轄対象とする少年司法システムが存在している。その起源は、必ずしも古くはなく、1899年にアメリカのイリノイ州シカゴに世界最初の少年裁判所が設立されたことにある。18世紀から19世紀にかけて進展した産業革命による急激な都市化の結果として、子どもや女性を中心とする社会的弱者が社会から脱落していく状況が顕著になり、当時の先進諸国の大都市を中心に「子どもの救済運動」が大規模に展開された。そうした現実と実証主義的犯罪論（新派）を理論的背景としながら、主に福祉的・民事的対応によって要保護少年一般を広く救済するためのシステム（少年法制）が確立された。その後、要保護少年の救済が、福祉的・民事的対応を必要とするものと司法的対応を必要とするものとに分離され、後者が少年司法システムとして確立

したのである。わが国の現行少年法も、戦後にアメリカの模範少年裁判所法を継受する形で改正され、このような流れを受け継いでいる。

少年法1条は、少年法の目的として、「少年の健全な育成を期し」て、「非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」ことと、「少年の刑事事件について特別の措置を講ずること」を明示している。その前提には、新派の刑法理論が強調したように、少年の未成熟さとその反面としての可塑性の高さへの信頼がうかがわれる。ここから、全件送致主義による家庭裁判所先議・専議主義を採用するとともに（検察官先議主義の否定）、家庭裁判所調査官と少年鑑別所による科学調査・人格調査制度を導入し、職権主義的審問構造（審判の非公開と非方式性）を前提として、保護処分優先主義と不処分優先主義を特徴とする構造のものとなっている。しかし、社会は、非行少年に対する「刑法」のようなイメージで少年法を捉え、社会的「制裁」による非行の抑制・防止を目的とするものとして少年法を捉えているように思われる。その典型が、いわゆる厳罰化論の主張に見られる。

2 厳罰化論の内容は、必ずしも一様でないが、非行に厳しい態度で臨むべきだとする点で共通している。それは、①わが国の少年非行が深刻な状態にあるという認識を前提として、②その原因を少年法の対応の「甘さ」に求め、③少年法を厳しい内容のものに変えれば少年非行の深刻な状態は容易に解消される、と考えるものである。こうした主張は、三段論法的に展開される点で社会一般に受け入れられやすく、現に、こうした論法で少年法の改正を強く求める評論家なども存在する。しかし、①については証明ができないし、②と③は証明に馴染む内容のものであり得ない。その意味で、厳罰化論は印象的なものでしかないのである。

平成21年度の『犯罪白書』の統計データによれば、一般刑法犯の人口比は、少年が成人の4倍弱で、経年的にも同様の傾向が確認される。この数字は、非行が犯罪に比べて深刻な状況にあることを示すように見えるが、統計学的には、非行少年がそのまま成人犯罪者になっていくわけではなく、相当数（割合）の非行少年が立ち直ることを物語っている。それは、少年非行の一

過性を示すとともに、少年法が前提とする少年の可塑性の高さを裏づけるものと言えよう。また、一般刑法犯の罪名別検挙人員の推移を経年の見た場合、1980年頃から、軽微な窃盗や占有離脱物横領が非行の圧倒的部分を占める（全体の約85%程度）一方で、いわゆる凶悪犯（強盗、殺人、放火、強姦）の割合は高くなく、安定的ないしは減少傾向にある。特に殺人は、年長少年を中心に、経年的な低下傾向が顕著である。このように、①は、少なくとも統計的には証明できず、印象的なものでしかない。

こうした印象の原因は、さまざまに想定されるが、特に情報伝達・獲得手段の変化と情報量の増大が影響しているように思われる。それには、テレビの登場が決定的であったと言えよう。テレビは、全国ネットによる広域性、放映時間の長さに伴う情報量の飛躍的増加、継続的な報道可能性の増大などの点で、新聞報道をはるかに凌駕している。また、現場中継によって、視聴者に臨場感を持って訴えかける点（臨場性）が特徴的である。そして、視聴率の獲得競争を背景に、報道する側が「放映に値する」と判断すればするほど、このような特性は遺憾なく発揮されることになる。その結果、少年非行の量的な増加と質的な凶悪化という印象が、無意識のうちに人々に刷り込まれ、社会の共通認識を形成しているように思われる。

少年犯罪に対する社会の厳しい見方は、犯罪少年の同一性推知情報の報道禁止（実名報道の禁止）を規定する少年法61条に対する批判的な動きにも見られる。従来は、いくつかの紆余曲折はあったものの、1958年の「新聞協会の少年法第61条の扱いの方針」に代表されるように、61条の基本的な精神を尊重する方向での運用が確立されていた。それが決定的に変化したのは、雑誌を中心とする確信的な実名報道であり、社会にもそれを歓迎するような風潮が見られる。特に、1998年に発生した「堺少女等殺傷事件」の報道をめぐる大阪高裁判決は、実名報道が許される場合のありうることを認め（大阪高判平12・2・29判時1710号121頁）、1994年に発生した「木曾川・長良川リンチ殺人事件」の本名酷似の仮名使用の是非をめぐる最高裁判決は、名誉毀損の成立要件である公然性を欠くとした（最判平15・3・14民集57巻3号229

号)。しかし、このような解釈論は、61条の立法趣旨と経緯を軽視するものであり、妥当なものではないと考える。

3 わが国の少年法は、従前は大きな改正を経験してこなかったが、2000年、2007年、2008年に、現行法制定以来の特徴とされてきた内容や運用に修正を加えるような改正を経験することになった。その内容は、①手続の適正な運用の確保、②処遇選択枝の充実、③被害者への配慮、に集約できるが、それらに対する評価はさまざまである。

少年鑑別所における観護期間の上限の伸長（17条の改正）と事実認定が困難な事件への検察官関与（22条の2の新設）を中心とする①については、身柄拘束期間の伸長と検察官関与に着目して、厳罰化を実現したものと見る立場も強い。しかし、調査と審判を通じて少年の身柄拘束が不可欠な事案については、4週間の観護期間では不十分として改善が求められていたところであり、慎重な運用のもとで適切な対応を期待しうる改正になっている。また、検察官関与については、刑事事件における検察官のイメージ（社会的非難を求める原告官の立場）が社会で独り歩きしているようであることから、少年保護手続で期待される検察官の特殊な役割（事実認定手続における裁判所の協力者）を明確にすることで、社会の誤ったイメージと誤解を払拭することが急務である。

逆送可能年齢の引き下げと原則逆送制度の導入（20条但書の削除と20条2項の新設）、触法少年の少年院送致（24条1項および少年院法2条の改正）を認める②についても、厳罰化を実現するものとの見方が強い。しかし、逆送可能年齢の引き下げと触法少年の少年院送致については、事案（少年の要保護性）の内容に応じた柔軟な対応を可能にし、その結果として処遇内容も拡充されることになるから、一概に否定的に扱うべきものではない。もちろん、そのためには、慎重な判断と運用の確保が不可欠の前提である。他方、いわゆる原則逆送制度は、事案の重大性と少年の年齢を要件として、逆送を義務づける規定ぶりになっている点で重大な疑問がある。刑事処分相当を理由とする通常の逆送制度のほかに、こうした制度を設けることは、厳罰化を

目指したとの批判を甘受せざるを得ないであろう。特に、職権主義的審問構造による審判運営においては、刑事処分相当性の判断と保護処分相当性の不存在の判断は表裏一体の関係にあり、20条2項を新設する積極的な意義は見当たらない。20条2項は、その要件を充足する事案について、刑事処分相当性を単に推定させる程度の役割にとどまるものだからである。

被害者による記録の閲覧・謄写と意見陳述（5条の2以下および9条の2の新設）、被害者による審判傍聴（22条の4の新設）を中心とする③は、成人刑事司法における被害者配慮の動向に呼応するものである。記録の閲覧・謄写については、対象となる記録の範囲、情報の不適切な開示や利用の防止に配慮した運用さえ確立できれば、少年側と被害者側との間で深刻な衝突が起こることはないと思われる。他方、意見陳述と審判傍聴については、非行に対する少年の内省を促す（22条1項）機能を一般に期待しうるにしても、多くの場合に、少年側と被害者側との衝突や対立の危険性を孕むものとなる。その意味で、③の改正は、被害者への配慮に特に力点を置いたものと言わざるを得ず、その成否は、家庭裁判所（特に裁判官）の力量に期待する以外にないのが現状である。

4 少年非行は、少年法の枠内で少年保護事件として終局するのが原則であるが、家庭裁判所が保護処分よりも刑事処分が必要だと判断する場合には、事件が検察官に送致（逆送）され、少年刑事事件としての扱いを受けることになる（20条）。

少年刑事事件は、起訴強制が原則とされる（45条5号）一方で、刑事処分（刑罰による社会的非難）が強制されているわけではなく、刑事裁判所が保護処分相当と判断した場合には、家庭裁判所に再移送される可能性を持っている（55条）。また、逆送された少年刑事事件は、裁判員法2条の要件を充足すれば当然に裁判員裁判の対象になるし、すでにそうした事例も報告されている。しかし、家庭裁判所への再移送の可能性のある少年刑事事件は、裁判員裁判には馴染まないように思われる。保護処分相当性の有無の判断は、裁判員に大きな困難を強いることになると言わざるを得ないからである。ま

た、秘密性を要求される一方で、少年の処遇判断に重要な役割を果たす社会記録を、裁判員に開示しないで審理する運用が確立することは、職業裁判官が社会記録をも精査して55条の判断をしていた従前の運用と比べて、逆送された少年に事実上の不利益に作用するものと思われる。少年刑事事件は、裁判員裁判の対象から除外すべきものとする。

少年刑事事件との関係では、年長少年に対する死刑の可否について、最高裁が態度を変化させたことも見逃すことができない。これまで、死刑の適用の可否については、「永山事件」で最高裁が示した9項目の総合的判断を基礎として、真に止むを得ない場合に適用するとの運用が確立していた（最判昭58・7・8刑集37巻6号609頁）。実際にも、被害者の数だけが独り歩きするような印象はあったものの、死刑の適用は抑制的に考えられてきたと言ってよい。ところが、1999年に発生した「光市母子殺害事件」において、最高裁は、永山基準を事実上緩和する方向へと態度を変化させた（最判平18・6・20判時1941号38頁）。また、そこでの最高裁は、少年の年齢（行為時18歳1カ月）も単なる一考慮事情にすぎないとして、特に重視することはなかった。少年事件全体をカバーする少年法1条の理念と目的は、ほとんど考慮されなかったと言ってよい。市民感覚を重視する裁判員裁判のもとで、死刑に対する最高裁の態度の変更は、今後に大きな影響を与えるものと予想される。さらに、「光市母子殺害事件」については、少年に対する弁護活動にも重大な疑問がある。詳細な言及は避けるが、少年事件をよく知らない死刑廃止運動家の「人権派弁護士」が、「少年」刑事事件としての裁判のあり方を駄目にしてしまったという印象を強く抱かせる事件であった。弁護士活動、さらには付添人活動のあり方も、少年法の理念や目的との関係で、改めて問われていると思われる。

5 以上の概要からも明らかのように、わが国の少年法をめぐる現状は、厳罰化論の主張が前提とするようなものではないが、2000年以降の改正によって、従来の枠組みや運用に変化がもたらされる可能性も否定できない。少年法の今後を考えるに当たっては、これらの点に配慮する必要がある。

前者との関係では、少年法の理念や目的を基本的に維持していく以上、そして私は維持していくべきだと考えているが、社会に対して、少年法の理念や目的、特有の機能や運用の実際、そしてそれらを維持していくことの必要性を明確に説明していく必要があると思われる。たとえば、これまで、非行の悪化現象（量的増加と凶悪化）が証明しえないことを根拠として、厳罰化論はただちに不当であり、「少年法の改正は必要がない」とする指摘が見られた。論理的にはその通りであるが、厳罰化論の多くが凶悪化の印象や幻想にもとづいていることからすれば、改正不要という結論を指摘するだけでは社会への説得力はない。事実を指摘したうえで丁寧な説明がなされる必要がある。また、後者との関係では、絶対に譲れない部分と柔軟に対応してよい部分を区別した議論が必要だと思われる。少年司法システムの理念と目的、運用などの維持か否かという二者択一的な議論は、その方法において、厳罰化論の主張と同じものになってしまいかねない。この点では、慎重ながらも活発な議論が期待されるところであり、必要に応じた改正も検討されるべきである。

少年の未成熟さを重視し、可塑性に対する信頼を前提とする限り、わが国の少年問題は決して悲観的なものではないし、少年法の将来も暗いものではない。